保護者の皆様へ

天草市教育委員会

学校等でのケガなどによる医療費請求の取扱いについて(お願い)

平素より、天草市の学校教育につきましては、ご理解ご協力をいただき、心 より感謝申し上げます。

さて、学校等でのケガなどについては、子ども医療費助成事業ではなく、学校で加入する日本スポーツ振興センターの災害給付制度をご利用いただきたいと存じますが、その給付を受けるためには医療機関の窓口で医療費の自己負担額を支払っていただく必要があります。

つきましては、学校等でのケガなどで医療機関を受診された場合は、医療機関の窓口で一旦医療費の自己負担額を支払っていただき、その領収証(原本)と「医療等の状況」を併せて学校へ提出いただきますようお願いいたします。

なお、医療機関の窓口で医療費の支払いをされた場合でも、日本スポーツ振興センターの災害給付に該当しない災害(療養点数500点未満(自己負担額1,500円未満)等)の場合は対象となりませんが、後日領収証を添えて子育て支援課に申請を行えば、子ども医療費の助成が受けることができます。

保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいた します。

日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の利用について

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」とは、学校の管理下において災害 (負傷、疾病、障がい又は死亡)が発生した場合に災害共済給付が受けられる制度です。

○対象となる学校の管理下の範囲

学校に登校するとき(自宅を出たとき)から下校(帰宅)するまで。 また、部活動や特別活動中(遠足や修学旅行等)も対象となります。

○災害の範囲(けがや病気の場合)

療養に要する費用の額が5,000円以上のもの。

※医療費総額(10割)で5,000円以上となりますので、実際は窓口で(3割分) 1,500円以上をお支払いいただく場合が対象となります。

○給付金額(けがや病気の場合)

療養に要した費用の額の【4割】が給付されます。

【例】初診から治ゆまでの医療費総額(10割)が 10,000 円だった場合

- 窓口負担額(3割)3,000円
- 給付金額 (4割) 4,000円
- 結果として(1割)1,000円が支払い額より多く給付されます。

◎子ども医療費助成制度と違い、窓口で一旦医療費を負担していただくことになりますが、上記のように負担額以上が給付される制度となっています。

つきましては、学校管理下でおこった災害については、子ども医療費助成制度ではなく、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

天草市教育委員会 教育総務課 総務企画係